障害者自立支援法 のサービスとは

市町村

介質給付

- ・居宅介護 (ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- ・生活介護
- 療養介護
- ・児童デイサービス
- ・短期入所(ショートステイ)
- 重度障害者等包括支援
- ・共同生活介護(ケアホーム)
- 施設入所支援

・補装具費の支給

自立支援給付



地域生活支援事業

- 自立訓練(機能訓練)
- · 自立訓練(生活訓練)
- 就労移行支援
- ・就労継続支援(A型)
- · 就労継続支援(B型)
- ・共同生活援助(グループホーム)

自立支援医療

- 更生医療
- ・育成医療 ※
- ・精神通院医療 ※
 - ※実施主体は都道府県

- ・相談支援
- 日常生活用具の給付・貸与
- ・地域活動支援センター
- ・コミュニケーション支援
- 移動支援
- ・その他事業 (日中一時支援など)

都道府県

• 広域支援

・人材育成など

> 市町村を支援

障害者自立支援法では、地域での自立した生活を支援するために、身体・知的・精神の3障害の制度格差を解消し、どの障害の方々も同じ制度の下でサービスが受けられます。サービス費用をみんなで支えあうために、原則として費用の1割が自己負担となります。サービスの内容によっては、所得に応じた月額上限額の設定や費用の軽減があります。

障害者自立支援法に基づくサービスは、大きく分けると「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに区分されます。 「自立支援給付」は、すべての市町村共通のサービスで、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具支給」に区分され、このうち「介護給付」「訓練等給付」が「障害福祉サービス」です。

「地域生活支援事業」とは、市町村が実施主体となる事業です。市では、平成18年10月から「日常生活用具の給付」「移動支援」 「日中一時支援医療」事業を実施し、平成19年4月から「相談支援」「コミュニケーション支援(手話通訳など)」「地域活動 支援センター」事業を実施します。

※補装具費の支給、日常生活用具の給付の自己負担助成事業については、 平成19年4月から廃止になります。 ◆問い合わせ先 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58-2111 (内線1153、1154)